

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則 六九六
 - 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則 六九六
- 告示
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 六九七
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 六九七
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 六九八
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった件 六九八
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 六九八
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六九八
 - 県営土地改良事業計画を定めた件二件 六九八
 - 道路の供用を開始する件 六九八
- 公告
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六九九

規 則

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則及び福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十八日

福島県規則第七十九号

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則

福島県知事 内堀雅雄

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。ただし、第三条第一項第十六号、別表一の表（試験準備棟の部に限る。）及び同表二の表（試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）の項に限る。）の施行期日は、平成三十年十二月二十五日とする。）
（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第八十号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
第九条中「条例別表二の表（通信塔附属設備（規則で定めるもの。）の項に限る。）」を「条例別表二の表」に改める。
別表を次のように改める。
別表（第九条関係）

試験準備棟附属設備	附属設備の別	
	通信塔附属設備	使用単位
屋外大型モニタシステム	一式一回	七、三〇〇円
3Dモーシヨンキャプチャー	一式一回	五、八〇〇円
映像記録システム	一式一回	四、九〇〇円
高速度カメラ	一式一回	四、六〇〇円
投光機	一式一回	四〇〇円
発電機	一式一回	四〇〇円
被災者模擬装置	一式一回	四〇〇円
発煙模擬装置	一式一回	一〇〇円
空域監視装置	一式一回	八、九〇〇円
気象観測装置	一式一回	一四、七〇〇円
金額		

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、条例別表一の備考に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれをいう。

附 則

この規則は、平成三十年十二月二十五日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室課)

告 示

福島県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アイランド薬局 丸田店	須賀川市丸田町四七一	アポロメデイカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚 丁目四五一 八	平成三〇年九月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
アイランド薬局 船引店	田村市船引町船引字馬場六一一	アポロメデイカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚 丁目四五一 八	同 日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
コスモ調剤薬局 金山店	大沼郡金山町大字川口字金洗道下	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目二二二	同 年 一月二八日	居宅療養管理指導 介護予防

アイランド薬局 矢吹店	西白河郡矢吹町本町二二三一一	アポロメデイカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚 丁目四五一 八	同 日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
-------------	----------------	----------------------	-------------------	-----	-------------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後	変更前	変更後
そよ風薬局相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫九八	株式会社ファーマ	東京都世田谷区代沢五丁目二一
ファーマみらい相馬塚田薬局	相馬市中村字塚田五二一一 プレシヤス桜ヶ丘一F	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目二一
スマイル薬局船引店	田村市船引町船引字南町通一一七一一	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目二一

マルイチ平和	マルイチ牡丹	須賀川市新町一	マルイチ 牡丹タク シー株式 会社	須賀川市新町一
--------	--------	---------	----------------------------	---------

(社会福祉課)

福島県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
JWS陽だまりの郷訪問看護リハビリステーション	二本松市表二丁目七八七 オモテ一―二〇一号	二本松市表二丁目七七二	日本福祉サービスク株式会社	二本松市表二丁目七七二
しゃくなげ三春訪問看護ステーション	田村郡三春町字南町一	田村郡三春町担橋一丁目二―五	公益社団法人福島県看護協会	郡山市本町一丁目二〇―二四
指定居宅介護支援事業所 そら	郡山市御前南三丁目六	郡山市久留米六丁目七六 大山ビル一号	合同会社 そら	郡山市久留米六丁目七六 大山ビル一号

(社会福祉課)

福島県告示第九百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第九百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地
		変更前	変更後	
マルイチ牡丹	須賀川市新町一	マルイチ平和タクシー株式会社	マルイチ牡丹タクシー株式会社	須賀川市新町一

(社会福祉課)

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
有限会社 おおぞら薬局	耶麻郡磐梯町磐梯字諏訪山二八九	有限会社 おおぞら薬局	耶麻郡磐梯町磐梯字諏訪山二八九―二五	同 年八月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
エール薬局 喜多方店	喜多方市字六枚長四二―二一―七	株式会社 メディカル愛	郡山市桑野三丁目二―二	平成三〇年一〇月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

八二五
養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第九百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年十二月十五日救急病院として認定した。
平成三十年十二月十八日

名称 福島県知事 内堀 雅雄
福島西部病院 所在地 福島市東中央三一五
認定有効期限 平成三十一年一月一日
(地域医療課)

福島県告示第九百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、片草地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年十二月十九日から
平成三十一年一月七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第九百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、岡田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年十二月十九日から
平成三十一年一月七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第九百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一番一地从先から 同 郡同 町滝原字龍沢一七一番一二地先まで	平成三〇年十二月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成三十年十二月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

会津中央土地改良区

就任した役員

役員 氏名 住所
理事 川島 寛 会津若松市大戸町石村七八番地

(農村計画課)